



マイクロバス運用規定

安全運行基準

- ・運転者は、連続して2時間を超える運転を行わないこと
- ・長距離移動時は、2時間ごとに15分以上の休憩を取得すること
- ・高速道路利用時および遠征等の長距離移動については、原則として引率者2名体制で運用すること
- ・運転前には、アルコールチェッカーによる確認を実施すること
- ・アルコールチェック結果および運行記録は、所定の方法により記録、管理すること
- ・出発前に、全乗車者のシートベルト着用を確認すること
- ・補助席には乗車させず、荷物置きとして使用すること
- ・運転者は、体調不良、睡眠不足、強い疲労等、安全運転に支障がある場合は運転を行わないこと
- ・運転中の携帯電話、スマートフォン等の操作は禁止する
- ・事故・トラブル発生時は、人命救助を最優先とし、速やかに警察、関係機関、チーム責任者へ連絡すること
- ・近隣地域への短距離移動については、一部運用を簡略化する場合がある

アルコールチェック運用

- ・運転前に必ずアルコールチェックを実施する
- ・酒気帯びが確認された場合は運転を禁止する
- ・確認結果は、日時、運転者名とともに記録する
- ・確認は、運行管理責任者または責任者が指定した者が行う
- ・記録は、所定の方法により保管、管理する

制定日：令和8年5月1日
一般社団法人ブラックキャップス
茅ヶ崎ブラックキャップス